

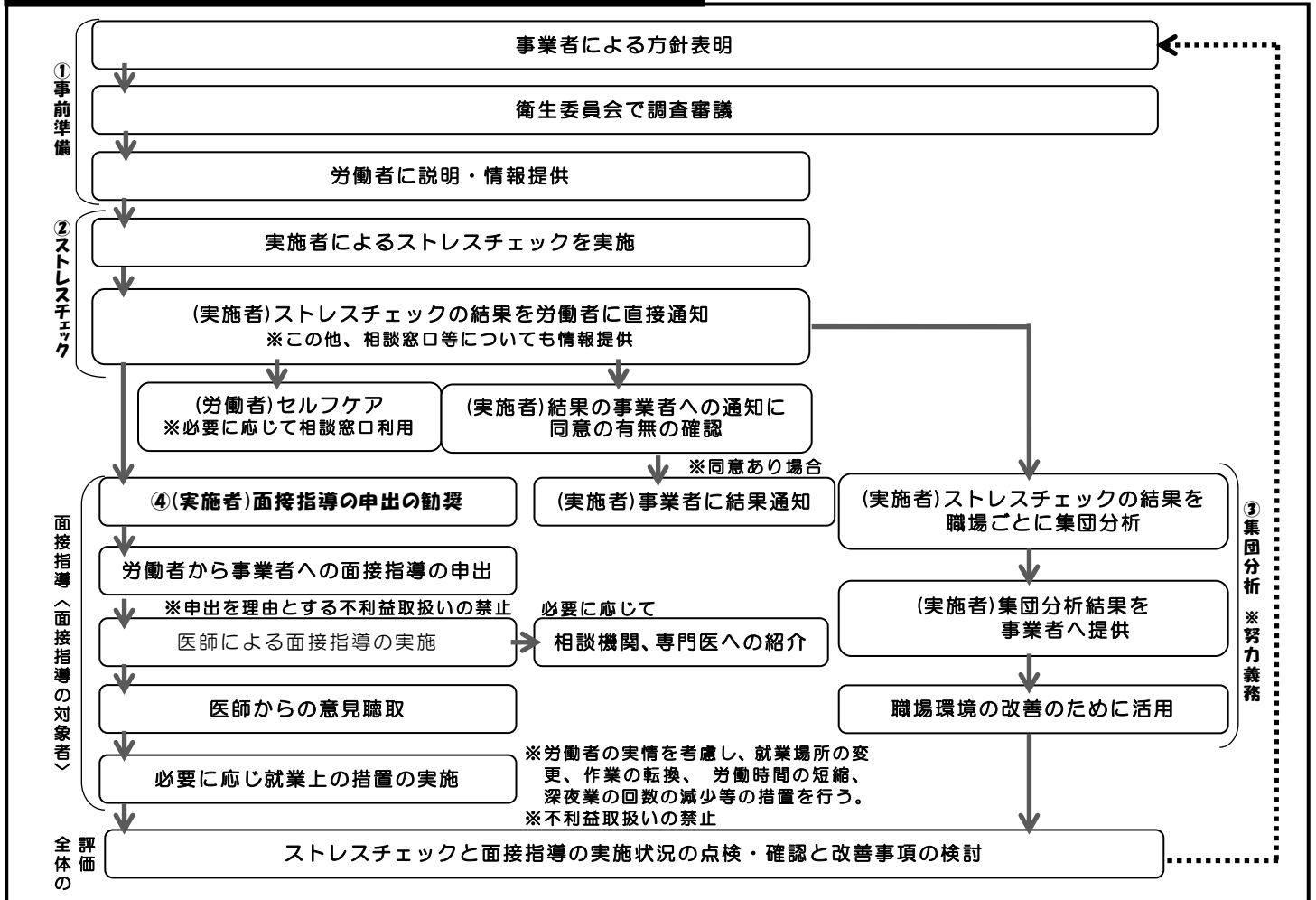
ストレスチェック

1. 実施の目

平成27年12月より義務付けられたストレスチェックの実施を通して、労働者がストレスをためすぎないように対処したり、ストレスの高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、事業者側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場改善につなげたりすることで「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止を目指します。

対象者：全職員

2. ストレスチェックと面接指導実施に関わる流れ



3. 内容

※ ①～④のご希望の内容をお選び下さい。上記、フロー図の番号とリンクしています。

項目	内容	備考
① 事前準備	ストレスチェックの実施にあたって、決めなければならないことについての相談や助言。	
② ストレスチェック	(1) 職業性簡易ストレスチェック票を用いて、ストレスチェックを実施。 (2) 回収後、労働者宛に結果を作成。 (3) 同意がある場合は事業者にも結果報告。	● 郵送も可能。
③ 集団分析	職場ごとの集団分析を実施し、結果報告。	
④ 面接指導の申出の勧奨	高ストレス者に対して、面接指導を申し出るための面接の実施。	● 希望者のみ対象。